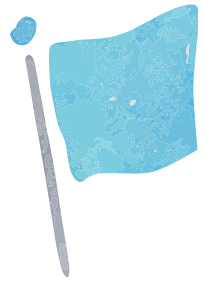


— 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ —



住民の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、住民の皆さまには不要不急の外出自粛、感染予防のためのマスクの着用およびこまめな手洗い・手指消毒、また、店舗の休業要請などにご協力をいただきました。これにより、現在、町内はもとより、高知県内でも感染状況は落ち着いた状況にあります。住民の皆さまのご協力に心よりお礼申し上げます。

高知県内では、40日以上新たな感染者が確認されていない状況であるため、黒潮町としましては、これまで行ってきた「施設利用」「イベント」「集い」などの制限を解除することとしました。

住民の皆さまにおかれましては、交流・買い物・飲食など、活動を広げていただくとともに、下表の「新しい生活様式」を取り入れながら、引き続き感染予防に努めていただきますようお願い申し上げます。

種 別	新しい生活様式(共通事項)	新しい生活様式
地域のイベント(屋内) 【例】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 各種会合(敬老会、子ども会など) ■ 運動(黒潮げんき体操など) ■ 余暇活動(サークルなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 検温し熱がある場合や体調が思わしくない場合は参加を控える。 ■ 自宅を出る前にマスクの着用と手洗い(手指消毒)をする。 ■ 人との距離を1m以上あける。 ■ 人と会話する際もマスクを着用のうえ、1m以上の間隔を保つ。 ■ 会食の際は、できるだけ大皿ではなく1人分ずつ用意する。 ■ 熱中症対策で、各自水筒などを持参し定期的に水分補給を行う。 <p>※人と人の間隔が2m以上確保できる場合は、マスクを外してかまわない。</p> <p>※3密(密集、密接、密閉)の徹底回避。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設の出入り時に手指消毒をする。 ■ 施設利用後に共有で使用した部分の消毒を行う。(ドアノブ・電気のスイッチ・トイレなど→ハイターなどを水で薄めて使用) ■ 窓を開け換気対策を行う。空調(エアコン)を使用する際も定期的に換気を行う。
地域のイベント(屋外) 【例】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 一斉清掃 ■ 地区祭事 ■ スポーツ活動(グラウンドゴルフなど) ■ 交流事業(花見、ウォーキングなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 検温し熱がある場合や体調が思わしくない場合は出入りを控える。 ■ 飲食店への出入りの際は、マスクの着用、手指消毒、部屋の中の換気に注意する。 ■ マスクを外したときは大きな声で会話をしない。 ■ 返杯や回し飲みをしない。 ■ 人との距離を1m以上あける。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 共有した道具などの消毒を行う。(ハイターなどを水で薄めて使用)
飲食店 ※「家族または小規模グループの会食に限定」および「店内にいる時間を短時間に」の制限がなくなりました。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 検温し熱がある場合や体調が思わしくない場合は出入りを控える。 ■ 飲食店への出入りの際は、マスクの着用、手指消毒、部屋の中の換気に注意する。 ■ マスクを外したときは大きな声で会話をしない。 ■ 返杯や回し飲みをしない。 ■ 人との距離を1m以上あける。 	
店舗(スーパー、コンビニなど)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 検温し熱がある場合や体調が思わしくない場合は買い物を控える。 ■ 店舗への出入りの際は、マスクの着用、手指消毒をする。 	

— 緊急時の備えについて —

国から配布された布マスクについては、住民の方から寄付の声も寄せられています。しかし、国から配布されたマスクは繰り返し利用できる布マスクですので、ぜひご家庭で感染症予防の備蓄の1つとしてご検討ください。

新型コロナウイルス感染症に対する支援策

個人向け支援

事業者向け支援

給付 特別定額給付金（要申請）

対象者1人につき10万円を給付します。

【対象者】

基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方※申請書は世帯主へ送付済み

【申請期限】8月18日（火）

○お問い合わせ

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112

猶予 介護保険料の徴収猶予（要申請）

65歳以上の方で新型コロナウイルスの影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が著しく減少し、納付すべき介護保険料の全部または一部を一時に納付できないと認められる方に対して保険料の徴収猶予（6カ月以内の期間に限る）を行います。
※申請には、収入を証明する資料などが必要です。

○お問い合わせ

本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116

給付 介護サービス利用者への在宅手当（要申請） 黒潮町 独自

対象者1人につき1万円を支給します。

【対象者】

要介護・要支援・事業対象者の認定を受けており、令和2年3月から5月までの間に、新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止のため、訪問・通所・短期入所などの介護サービスの利用を控えた方またはサービス内容を変更した方

【申請期限】7月31日（金）

○お問い合わせ

本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116

減免 国民健康保険税の減免（要申請）

新型コロナウイルスの影響により収入が減少した場合、国保税の減免（一定の基準を満たす方）が受けられます。

【対象】令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が到来するもの。

※申請には、収入を証明する資料などが必要です。

○お問い合わせ

本庁 住民課 住民税係 ☎43-2816

減免等 後期高齢者医療保険料の減免および納付猶予（要申請）

新型コロナウイルスの影響により収入が減少した場合、保険料の減免（一定の基準を満たす方）または納付の猶予（6カ月以内の期間に限る）が受けられます。

【対象】（減免）令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が到来するもの。

【申請期限】（減免）令和3年3月31日（水）

※申請には、収入を証明する資料などが必要です。

○お問い合わせ

本庁 住民課 国保係 ☎43-2800

減免 介護保険料の減額（要申請）

65歳以上の方で、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した場合、介護保険料の減免（一定の基準を満たす方）が受けられます。

【減免対象期間】

令和2年2月1日～令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの

【申請期限】令和3年3月31日（水）

※申請には、収入を証明する資料などが必要です。

○お問い合わせ

本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116

免除 国民年金保険料免除（要申請）

令和2年2月以降に、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した方、および令和2年2月以降の所得の見込みが現行の国民年金保険料の免除などに該当する水準になることが見込まれる方に対して保険料の免除を行います。

○お問い合わせ

本庁 住民課 住基戸籍係 ☎43-2800

幡多年金事務所 ☎34-1616

給付 傷病手当金（要申請）

国民健康保険または後期高齢者医療の加入者で新型コロナウイルスに感染した方、または発熱などの症状があり感染を疑われる方に対し支給します。

【支給額】

・ 給与などの支払いを受ける被保険者
（直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数）×3分の2×支給日数

・ 事業を営む被保険者（国保のみ）

5,000円×支給日数

○お問い合わせ 本庁 住民課 国保係 ☎43-2800

延長 自立支援医療費受給者証有効期間（申請不要）

期間限定措置で、対象者の受給者証の終了日が自動的に1年延長されます。

【対象者】

自立支援医療費受給者証をお持ちで有効期間の終了日が令和2年3月1日から令和3年2月28日までの方

○お問い合わせ

本庁 健康福祉課 保健衛生係 ☎43-2836

新型コロナウイルス感染症に対する支援策

個人向け支援

事業者向け支援

貸付 総合支援資金貸付(要申請)

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯に対し貸付を行います。

【貸付上限額】

原則3カ月以内、単身世帯15万円、2人以上世帯20万円

○お問い合わせ 社会福祉協議会 ☎43-2835

貸付 緊急小口資金貸付(要申請)

新型コロナウイルスの影響による休業などで収入の減少があった方に緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を行います。

【貸付上限額】

原則として一世帯につき1回限り10万円

○お問い合わせ 社会福祉協議会 ☎43-2835

給付 住宅確保給付金(要申請)

新型コロナウイルスの影響で失業や休業により家賃の支払いが困難となった方に3カ月家賃相当額を支給します。

【対象者】

離職、休業から2年以内または休業などにより収入が減少し、離職などと同程度の状況にある方。

○お問い合わせ 社会福祉協議会 ☎43-2835

助成 中小企業等経営支援事業

黒潮町
独自

高知県融資制度を活用して事業資金を調達した際に、町が保証料・貸付利子の全部を補助します。

※貸付利子は、令和2年度から令和6年度が対象。

【対象者】 町内で事業を行う方

【申請期限】 令和3年3月31日(水)

○お問い合わせ

佐賀支所 海洋森林課 商工係 ☎55-3115

助成 雇用調整助成金【新型コロナ特例】(要申請)

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、休業手当に要した費用を助成します。

【対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全事業主)

【申請期限】 9月30日(水)

○お問い合わせ

ハローワーク四万十 ☎34-1155

給付 在宅修学支援金(要申請)

黒潮町
独自

対象者1人につき1万円から3万円を支給します。

【対象者、支援金額】

町内に住民票を有する以下の方

- ・区域外通学を行う小中学生の保護者等養育者(1万円)
- ・高校生の保護者等養育者(2万円)
- ・大学生などまたはその保護者等養育者(自宅通学者2万円、自宅外通学者3万円)

【申請期限】 7月31日(金)

○お問い合わせ

本庁 教育委員会 在宅修学支援金チーム

☎43-0044

給付 在宅保育支援金(申請不要)

黒潮町
独自

保育園の登園自粛をお願いする期間、自粛日数に1,000円を乗じた額を給付します。

【対象者】 保育園児の保護者

○お問い合わせ

本庁 教育委員会 就学前教育係 ☎43-0044

猶予 町税の徴収猶予(要申請)

収入におおむね20%以上の減少があった方は1年間町税の徴収猶予を受けられます(審査あり)。

【猶予対象】

令和2年2月1日から令和3年1月末日までに納付期限が到来する住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

【申請期限】 6月30日および納期のいずれか遅い日

○お問い合わせ

本庁 住民課 収納係 ☎43-2816

給付 持続化給付金(要申請)

新型コロナウイルスにより、特に大きな影響を受ける事業者に対して、給付金を支給します。
※給付金の上限:法人200万円、個人事業者100万円

【対象者】

1カ月の売上が前年同月比で事業収入が50%以上減少している事業者

【申請期限】 令和3年1月15日(金)

○お問い合わせ

持続化給付金事業コールセンター

☎0120-115-570

新型コロナウイルスの経済対策のため、飲食券などの取扱事業者を募集します。詳細は21ページをご覧ください。